

## 令和2年度 岸和田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度岸和田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		400 床
(2) 年間入院患者数		124,300 人
(3) 年間外来患者数		254,000 人
(4) 一日平均入院患者数		341 人
(5) 一日平均外来患者数		1,045 人
(6) 主要な建設改良事業	病院増改築事業	190,000 千円
	医療機器等整備事業	300,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	14,926,575 千円
第1項	医業収益	13,753,294 千円
第2項	医業外収益	1,163,281 千円
第3項	特別利益	10,000 千円
		支 出
第1款	病院事業費用	14,954,347 千円
第1項	医業費用	14,305,291 千円
第2項	医業外費用	638,056 千円
第3項	特別損失	10,000 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,070,598千円は、当年度分損益勘定留保資金等1,068,865千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,733千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	842,200 千円
第1項	企業債	490,000 千円
第2項	補助金	1,000 千円
第3項	他会計繰入金	350,000 千円
第4項	固定資産売却代金	100 千円
第5項	投資返還金	1,100 千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,912,798 千円
第1項	建設改良費	495,527 千円
第2項	企業債償還金	1,408,771 千円
第3項	投資	8,500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
病院増改築事業	千円 190,000	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 機構 銀行 その他	年以内 30	年以内 5	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
医療機器等整備事業	300,000				10	2		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,656,739 千円

(2) 交際費 350 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,560,731千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療機器	検体検査装置	1式
	医療機器	手術用顕微鏡	1式
	医療機器	歯科診療用ユニット	1式
	医療情報システム	臨床検査システム	1式
	医療情報システム	麻酔記録システム	1式

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永野耕平